令和2年8月21日 第12221号

	0		の	0	0	0	0		0	出	0			l c	जो
	警 備		完了	開発	"	道 路	土地		特定	ш	指定			Ī	ð
	業法に		•	許可		の位	改良		計量		障害				Ц
	に 基	_		を受け		置 の	事業	_	器		指定障害福祉サ	【 告			
	基づく講習	公安委員会】		た		指 定	施行	公	定期検		- 1	告	目	Ì	具
	講習	安員合		開発			認可由	生	査		ビスの	=	次	,	
				行為に			申 請 の	告】			の事業	示】		7	長 公 报
				関			縦覧				業の廃			→	B
				する工事			٥٥				止の				
				事							届			<u> </u>	発 行
	生活			"	"	建築	耕地		産業		指導		担		· 岡
	生活安全					築指導課	課		企 画		導監査室		当課	ļ	山 県
	企 画					課			課		室		(室)	-4	D -
	課														1
															目
															,_
															次
															40
															担 当 課
															(室
															1

◎岡山県告示第四百五十四号

二十三号)第四十六条第二項の規定により、 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 次の指定障害福祉サ (平成十七年法律第百 ビスの事業を廃止す

る旨の届出があった。

令和二年八月二十一日

事業所の名称及び所在地

岡山県知事

木

太

名称

賀陽荘ホームヘルプセンター

加賀

2

加賀郡吉備中央町上竹七五三

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

名称

社会福祉法人吉備健生会

主たる事務所の所在地

2

加賀郡吉備中央町上竹七五三

二 廃止年月日

令和二年八月三十一日

事業所番号

三三一三九〇〇〇八〇

兀

サービスの種類

五

居宅介護

◎岡山県告示第四百五十五号

検査を次のとおり実施する。 (平成四年法律第五十 第十九条第一 項の規定による特定計量器に係る定

量法施行令 く。)、分銅及びおもりとする。 なお、 対象となる特定計量器は、 (平成五年政令第三百二十九号) よう量が五百キロ 第五条第一号又は第二号に掲げるもの グラム以下の非自動 は

令和二年八月二十一日

[i] [j]] [i]

木

太

定期検査を行う区域、場所及び期日

	区域		場	期		日
ı	井原	市	と 時れの国岡山農業協同組合美星	令和二月年		
			" 灵	″ - -	и <u>Э</u> Е	— =: =: =: =: =: =: =: =: =: =: =: =: =:
			西部いこいの里	IJ	六日	— ○ -Ξ- :○∃
			えれの国間山	IJ	"	— =:===================================
			井原市芳井生涯学習センター 北支尼青野尼語	II	七日	一 〇: -三- 三〇王 : ()
			"	JJ	"	一 三: 三: 三: : ()
			見えら 晴れの国岡山農業協同組合井原	"	八日	一 〇 二三 二〇王
			3	"	11	— =: =: =: =: : : : : :
			井原市地場産業振興センター	"	九 日	— ○ -=- -=- :>:
			n	"	"	一 三 三 三 三 三 三 三 三
			"	"	十二日	— — — — — — — — — — — — — —
			"	"	<i>II</i>	— ====================================
			"	"	十三月	一 〇 :三 :〇 : :〇 : : : : : : :
			"	"	"	
			"	"	十四日	— ○ -=- -=-
			IJ	II	IJ	一 三 三 五〇二

一 実施機関

岡山県指定定期検査機関 一般社団法人岡山県計量均

三七 五〕土地改良法 項 あ \hat{O} 0 規定により、 た新規土地改良事業の施行に (昭和二十四年法律第百九十五号) 第四十 その 申請を適当と決定し · 1 て、 たの 同条第九項におい で、 関係書類を次 条第一 て準用する同法第 0 項の規定によ とおり縦覧

て十五 この 日以内に 公告に係る決定に 岡山県備 前県民局長に申し出ることができる。 対 て異議がある者は、 \mathcal{O} 満了 \mathcal{O} 日 0 日 か ら起算

令和二年八月二十一日

児島湾

土地改良区

 岡山県知事
 伊原木
 隆

太

地区名 宗津西 丘3宗津 錦六区横10 六区 [七区支線 西 27 西 3 七区支線 七区支線 沖2番川樋門 町 3 :川樋門 6 番川 86 号 23 号 樋門 32 号 南 (小規模土地改良 (非補助土地改良 か か んが W が 1 排 水 水 事業)

四、縦覧の期間四、縦覧の期間

日

から

同年

九月

+

日まで

三

縦覧に供する書類

土地改良区定款

五 縦覧の場所

県備前

県民局農林水産

陸事業部

[三七六] 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 第四十二条第一 項第五号の規定

により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、 岡山県備中県民局建設部管理課におい 般の縦覧に供

令和二年八月二十一日

日	指程用月月
· 不番四	道路の位置
0 -	(メートル)
五·〇二 六七· 一五	(メートル)(メートル)道路の幅員 道路の延長

岡山県知事 木 隆 太

(昭和二十五年法律第二百一号) 第四十二条第一 項第五号の規定

により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、 岡山県備中県民局建設部管理課におい

^{行和二年八月二十一1}

岡山県知事 伊 原 木 · · · · ·

指定年月日	道路の位置	(メートル)(メートル道路の幅員 道路の延長	(メートル)
岡山県指令備中局	浅口市鴨方町六条院中字定月二八二	五.	五・〇〇二三・九七
建第二〇一四号	二番五、浅口市鴨方町六条院中八〇		
令和二年八月十二 三四番四、	三四番四、八一四一番九		
П			

三七 次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条の規定によ

る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年八月二十一日

原

木

太

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字佳美林五九-七、五九-八、六一-三、六

許可を受けた者の住所及び氏名

総社市駅前二丁目一五-

五.

すみれ二〇一

計可番号

 \equiv

岡山県指令建指第六二号

◎岡山県公安委員会告示第百二十五日

七年法律第百十七号。 以 下 法 第二十二条第二項第

号に規定する警備員指 導教育責任者講習を次の とおり実施する

令和二年八月二十一口

岡山県公安委員

警備業務の区分等

	身辺警備業務	重報警備業務の区分
目を除く。)の六日	で(土曜日及び日曜十七日(火曜日)から同月	ウィンドナー ヨ 十 ヨ 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
	午 後 五 時 ま	于 時 前 持
	山商工会議	場場が大学を対しています。

一講習対象者

運搬警備業務

(2)

警備員等の検定等に関する規則

(平成十七年国家公安委員会規則第二十

- (1) 年 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事し た期間が通算して三
- に係る法第二十三条第四 項の 合格証明書(以下

第四条に規定す

検定

(当該警備業務

区分に

- という。)の交付を受けている者
- (3)る。) 検定規則第四条に規定する二級の検定 を受けた後、 証明書の 交付を受け 年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従 る警備員であ (当該警備業務 0 て、 \mathcal{O} 区分に係るも
- (4)項に 六十 · 一 年 国 規定する 家公安委員会規則第五号。 則第三条の 検定 規定による廃止 (当該警備業務の 前 の警備員等の 区 旧 検定規則」 検定に関する規則 (昭

(5)0 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定 に合格した警備員であ X 分に係る警備業務に従事し 当該検定に合格し (当該警備業務 た後 \mathcal{O} 区分に係るも て 一

身辺警備

2

最近五年間に当該 警備業務 0 区分に係る警備業務に従事し た期間が通算し

受講手続

提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書
- (2) (縦の長さ三センチメ の長さ二・ ンチ ル

込前六箇月以内に撮影し 正 画 上三分身、 0

(3)二に掲げる講習対象者に該当することを疎明する次に掲げる書類

二1(1)又は二2に該当する者

当該警備業務の区 作成に係る書面 分に係る警備業務に従事し 以下 「警備業務従事証明書」 て とい たことを証明する警備業者 · う。) 及び履歴書

1 二12)に該当する者

検定規則第四条に規定する一 \mathcal{O} 検定 (当該警備業務の 区 分に係るも \mathcal{O}

に係る合格証明書の写し

ウ (3)に該当する者

検定規則第四条に規定する二級の検定 (当該警備業務の 区分に係るも \mathcal{O}

に係る合格証明書の写し 及び警備業務従事証明書

工 (4)に該当する者

検定規則第一条第二項に規定す Ź 級 \mathcal{O} 検定 (当該警備業務 \mathcal{O} 区分に係

に係る合格証の写

才 二15に該当する者

検定規則第一条第二項に規定する二級の検定 (当該警備業務 区 分に係る

 \mathcal{O} に係る合格証 の写し及び警備業務従事証

(1)県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の 生活安全課

(2)県外に住所を有する者

県内の警察署の生活安全課

郵送又は信書便による申込み及び代理人による申込みは、 受け付けない

3

から午後五時まで 令和二年九月十四 <u>月</u> から同月 までの午前

受講手数料

1 三万八千円 運搬警備業務

身辺警備業務

2

岡山県収入証紙により、 受講申込時に納付すること。

なお、受講手数料は、 納付後は返還しない。

合わせて二十人

五.

受講定員

に受け付け、 受講定員に達したときは、 (同時に講習を受けることはできない。) 提出期間内であっても受付を締め とする。 切る。

六 講習の委託

この講習は、 般社団法 山県警備業協会 (岡山市北区内山下二丁目

に委託して行う。

七

受講者は、 筆記用具を持参すること。

講習終了後は、 筆記の方法により修了考査を実施する。